



2022年 12月 第125号

# 産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



2019年12月に中国武漢市で新型肺炎の流行が報告されてから、間もなく丸3年となります。人類と未知のウイルスとの闘いは未だ道半ばですが、国内で再開された全国旅行支援や外食業支援（GO TO EAT）や、現在開催されているワールドカップの試合会場で、満員の観客がマスクなしで声を出し応援している様子を見ると、しだいにコロナとの共存へと考え方が変化しているように感じます。

もちろん、高齢者や基礎疾患がある方への配慮も必要であり、コロナ感染には継続して注意してまいります。コロナとの共存方法の模索も、徐々に必要なのではないかと感じます。

## 労働基準法改正について（60H超の残業割増率の引上げ）

令和5年4月1日から、中小企業を含む全ての企業で、1ヶ月60時間を超えて残業した場合の割増率が、**現行の25%から50%へ**と上げられます。

- （例）1ヶ月75時間の残業をした場合：
- ・60時間＝125%残業代支払い
  - ・15時間＝150%残業代支払いが必要

これに伴い、就業規則や賃金規定等の改定や、36協定の内容変更が必要となる場合があります。いま一度、自社の規則・協定内容をご確認頂き、ご準備をお願い致します。

※就業規則を改定された場合は、新しい就業規則を組合にご提出願います。

## 源泉徴収票のご用意をお願い致します

技能実習生も、一般社員同様に源泉徴収票の発行をお願い致します。（租税条約適用の場合も含む）源泉徴収票は、実習生の在留資格変更や更新の際に、収入証明として入管で提出を求められる場合がありますので、在籍実習生全員分の源泉徴収票コピー及び、賃金台帳コピーを組合までご提出ください。

※特定技能者も含む

また、市区町村への給与支払い報告も（課税・非課税・免税に関わらず）お願い致します。

## 3号移行時の一時帰国について

技能実習法では、実習生が2号から3号に移行する際、【必ず1ヶ月以上母国に一時帰国する】という決まりがあります。移行するタイミングでなくても、3号1年目（入国4年目）の間に一時帰国が必要です。コロナ期間は一時帰国できていなくても5年目のビザが申請できましたが、海外との往来が復活し、徐々に一時帰国ルールも従来通りのルールに戻っております。ベトナム・カンボジア・フィリピン等、一時帰国が可能な国の実習生は必ず5年目のビザ申請前に一時帰国させてください。（ミャンマー・中国等、帰国が困難な場合は継続して未帰国の場合でも許可が下りております）但し、中国は入国時検査及び隔離が緩和され、飛行機も増便されておりますので、今後の動向に注意が必要です。